



平成 26 年 11 月 28 日

各 位

会 社 名： 東京エレクトロン株式会社
代表者名： 代表取締役会長兼社長 東 哲郎
(コード番号： 8035 東証第 1 部)
問合せ先： 総務部長 前島 裕紀
(TEL 03-5561-7000)

所在不明株主の株式売却に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 11 月 28 日開催の取締役会において、株式事務の合理化を図るため、会社法第 197 条第 1 項に規定する株式(所在不明株主の株式)を売却することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. ご所有株式を売却させていただく株主様の一覧

ご所有株式を売却させていただく株主様の株主番号、氏名または名称、株主名簿上の住所及び所有株式数につきましては、会社法第 198 条の規定に基づき、平成 26 年 12 月 9 日付で電子公告により公告いたしますので、以下の当社ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.tel.co.jp/ir/stocks/koukoku/>

(注) 所在不明株主とは、株主名簿に記録された住所にあてて発した通知または催告が 5 年以上継続して到達せず、かつ、継続して 5 年間剰余金の配当を受領していない株主をいいます。

2. 今後の予定

平成 26 年 12 月 9 日 所在不明株主の売却に関する異議申述公告及び催告

平成 27 年 3 月 10 日 所在不明株主からの異議申述期限

平成 27 年 3 月 11 日以降 所在不明株主の株式売却または買取 (※)

※ 所在不明株主の株式につきましては、株式売却に関する法定の公告及び催告手続の後、市場での売却または当社が自己株式として買い取ることを予定しております。

当社は、従前お知らせしておりますとおり、Applied Materials, Inc. との経営統合に伴い株式交換の実施を予定しており、当該株式交換の効力発生日の 4 営業日前が、東京証券取引所市場における当社株式の最終売買日となる予定です。当該最終売買日の前日までに、所在不明株主の売却に関する異議申述公告及び催告の翌日から 3 ヶ月が経過しないことが見込まれる場合には、当社は、所在不明株主の株式売却の手続を中止することを予定しております。

なお、特別口座で当社株式をご所有のまま当該効力発生日を迎えた場合、経営統合後の株式売却に相当の時間を要する等、株式関連手続においてご不便をおかけする可能性があります。

3. 連絡先

公告に掲載されている株主様からの本件に関するお問い合わせは、以下の株主名簿管理人までご連絡ください。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社
同連絡先 〒168-0063
東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

以上